

川口市監査告示第24号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年11月4日

川口市監査委員 西 原 信一郎
同 金 井 洋
同 関 由紀夫
同 船 津 由 徳

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

（1）監査の対象

会計課

（2）選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めるなどを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和4年5月1日～令和4年5月31日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 現金・有価証券	ア 帳票等と現金は対応しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(2) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 同一時期に同一内容の分割契約はされているか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(3) 財産管理	ア 備品受払簿と現物の実地照合はされているか イ 返納手続済で処分されていないものはないか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和7年7月31日

(2) 監査の実施期間

令和7年9月1日～令和7年10月1日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

【主な監査項目】

ア 収入事務

- (ア) 定期預金等の市預金利子
- (イ) 県収入証紙壳捌収入等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 派出所事務取扱手数料

ウ 契約事務

- (ア) 収納データ作成業務委託契約
- (イ) 両替機等の賃貸借契約
- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理
- オ 事務事業の執行状況
 - (ア) 現金の出納保管事務
 - (イ) 小切手の振出し事務
 - (ウ) 有価証券の出納保管事務
- カ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 支出事務について

消耗品の購入において、支出負担行為が、川口市予算事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

第3 意見

1 契約事務について

委託契約及び賃貸借契約において、一者随意契約とした理由を明確に記載されたい。

賃貸借契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

賃貸借契約において、個人情報の保護に関する誓約書の提出漏れがないよう、適切に事務を執行されたい。

賃貸借契約において、再リース契約とする根拠法令について、適切に記載されたい。